

仕様書

この仕様書は、福山市紙類の売却に係る契約書に定めるほか必要事項を定めるものとする。

1 売却内容

(1) 物件名称及び特質等

紙類（新聞、雑誌、ダンボール及び雑がみを混載回収したもの）

(2) 回収ブロック及び数量

回収ブロック	町名	予定搬入量
南部ブロック	市内北部ブロック、市内西部ブロック、沼隈町、内海町及び走島町を除く地域	約 1,632,000 kg
北部ブロック	芦田町、駅家町、加茂町、神辺町、向陽町、清水ヶ丘、新市町、千田町、高美台、御幸町、山野町、横尾町、緑陽町及び郷分町の一部（大渡橋北）	約 662,000 kg
西部ブロック	赤坂町、今津町、金江町、神村町、高西町、東村町、藤江町、本郷町、松永町、南今津町、南松永町、宮前町及び柳津町	約 198,000 kg

2 売却物件の搬入期間及び搬入日

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとし、搬入日は、平日及び祝日のうち、紙類の搬入を必要とする日とする（別表1参照）。なお、別途搬入を要する場合は、その都度協議するものとする。

3 紙類の運搬方法及び搬入場所

市及び市が委託した者が、ごみステーションから収集車又はダンプ車を使用して回収し、受注者が指定した場所に搬入する。

4 紙類の搬入時の性状

新聞紙、雑誌、ダンボール及び雑がみの混載とする。

5 紙類の再資源化

(1) 受注者は、搬入された紙類を適正に処理すること。

(2) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、再資源化できない紙類及び禁忌品を、適正に処理すること。

6 紙類の保管

受注者は、ごみステーションから収集した紙類は「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」という性質を踏まえ、保管に当たっては、廃棄物処理法、同法施行令及び規則に基づき定める、別紙特記事項の要件を満たした施設のもと適切に保管すること。

7 計量及び報告

受注者が所有する計量機器で計量を行い、毎月引取量を翌月5日までに発注者へ提出するものとする。

8 売払代金の納入方法

発注者は、書類の提出を確認後、当該月分をまとめて納付書により代金を請求し、受注者は、納付書により指示された期限までに所定の金融機関へ納入すること。

9 その他

この業務を実施するに当たり疑義が生じたとき又はこの仕様書に記載のない事項については、発注者の指示するところによる。

別表 1

第1月曜日	駅家町新山・助元・服部本郷・服部永谷・雨木・法成寺地区
第1火曜日	駅家町下山守・上山守・今岡・大橋・向永谷・坊寺地区
第1木曜日	駅家町近田・弥生ヶ丘地区
第1金曜日	駅家町万能倉地区
第2月曜日	神辺町湯田地区
第2火曜日	神辺町神辺地区
第2水曜日	神辺町中条地区、神辺町道上地区
第2木曜日	神辺町竹尋地区
第2金曜日	神辺町御野地区
第1水曜日	上記を除いた地域

特記事項

第6項関係（紙類の保管要件）

紙類を保管するときは、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- (1) 周囲に囲いが設けられていること。なお、直接囲いに廃棄物の荷重がかかる構造にある場合は構造耐力上安全であること。
- (2) 紙類の保管場所であることの表示がされていること。
- (3) 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止措置が講じられていること。
- (4) 汚水が生ずるおそれがある場所では、排水溝を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- (5) 屋外において容器を用いずに保管する場所では、積み上げられた高さが廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める高さを超えないようにすること。
- (6) ねずみの生息や蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (7) その他、紙類の保管に当たっては他の性状のものと混入しない、屋根を設け濡らさないなど施設の構造上必要な措置が講じられていること。

【参考】一般廃棄物の保管の高さ

- (1) 囲いに廃棄物が直接かからない場合
保管場所の任意点（頂点）から保管場所の下端（地面）までの勾配が50%（26.5度）となる高さ。
- (2) 囲いに直接負荷（廃棄物がかかる）部分がある場合
 - (イ) 直接負荷部分から2mまでは、囲いの上端から下方50cm以下を頂点とする。
 - (ロ) 直接負荷部分から2mを超える範囲は、頂点から地面までの勾配が50%となる高さ。